

平成 17 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書

在宅保育の効果に関する調査研究
—利用の効果及び利用後の意識の変化—

[報告書概要]

主任研究者：尾木 まり
子どもの領域研究所 所長

平成 18 年 2 月

財団法人 こども未来財団

在宅保育の効果に関する調査研究 —利用の効果及び利用後の意識の変化—

主任研究者：	尾木 まり	(子どもの領域研究所 所長)
協力研究者：	網野 武博	(上智大学 教授)
	中館 慈子	(NPO 次世代サポート代表理事)
	岩久 由香	(社団法人全国ベビーシッター協会理事)
	相澤 弘美	(子どもの領域研究所 主任研究員)
顧問：	清水 啓司	(社団法人全国ベビーシッター協会常務理事)
	藤井 貢	(社団法人全国ベビーシッター協会総務部長)
	鈴木 道子	(全国家庭的保育ネットワーク 代表)
	福島 泰子	(全国家庭的保育ネットワーク 世話人)

1. 目的

在宅保育は子ども自身の居宅乃至は保育者の居宅において、家族関係に近い個別的な養育環境で行われる保育であり、特に低年齢児を対象とする保育、病気回復期、非定型な一時保育において子どもへの負担が少ない保育の形であり、またその発達にも好ましい効果があると考えられるが、保育所等の施設型保育と比較して、同等の保育サービスの選択肢としてはまだ認知されていない。

本研究は平成 12 年度に実施された「在宅保育の効果に関する研究」(社団法人全国ベビーシッター協会) の 5 年後にあたる本年度、あらためてその変化を踏まえて、在宅保育の効果に関する意識を調査し、今後の在宅保育のあり方を検討することを目的とした。具体的には以下について、検討をくわえることを目標とした。

- 1) 在宅保育の継続的な利用による効果のメリット・デイメリットを具体的かつ客観的に示し、在宅保育が低年齢児にとって好ましいものであるかどうかについて明らかにする。特に、デイメリットに関しては、それをいかに改善していくかその方策を検討する。
- 2) 在宅保育の制度化や利用の拡大についての意見を聞くことにより、在宅保育に対する意識はどのように変化しているのかを明らかにする。

2. 実施内容・方法

(1) 文献調査、(2) 事前ヒアリング調査、(3) アンケート調査、(4) 3 歳以下児童利用実態調査、(5) 事後ヒアリング調査の 5 つの調査を実施した。(3) アンケート調査は平成 17 年 10 月から 12 月にかけて実施した。ベビーシッター調査は社団法人全国ベビーシッター協会会員事業者のうち、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県に事業所を持つ 81 事業所の協力を得、保育者 847 件（うち回収 182 件、有効回収率 21.5%）、利用者 862 件（同 103 件、同 11.9%）に調査票を配付した。家庭的保育調査は家庭福祉員制度及び家庭保育福祉員制度を持つ東京都の区市及び横浜市及び関係諸団体の協力を得て、保育者 415 件（同 225 件、同 54.2%）、利用者 1321 件（同 444 件、同 34.6%）に調査票を配付し、いずれも郵送により回収した。

(1) 調査対象者と保育の実態

ベビーシッターの調査対象は一定の3歳以下の子どもの保育を、定期的・継続的に行っており、かつ、ベビーシッターとしての経験が3年以上である保育者、及び3歳児以下の子どもがある程度定期的・継続的にベビーシッターを利用している利用者である。利用対象児童の利用開始年齢が6ヶ月未満の子どもは58%、1歳未満では約4分の3であった。6ヶ月未満では「仕事のため」よりも「仕事以外の理由」での利用が多く、6ヶ月以上では「仕事のため」が多かった。利用の頻度は月4回以下が33%、月8回以下が25%、利用時間数は3時間前後が最も多く、頻度、時間共に少なかった。母親の64%が就労しているが、保育所などの集団保育を利用しているのは44%であった。ベビーシッター保育者の78%は保育に関する資格*を有しており、集団保育の経験があるものも58%いた。ベビーシッターが担当する子どもの63%には他の担当ベビーシッターがいた。

家庭的保育の調査対象は現在の利用者及び保育者である。家庭的保育を利用している子どもの約4分の1が生後6ヶ月未満、5割強が1歳未満で利用を開始していた。利用時間は8~10時間が多かった。母親の94%は就労しているが、パート・アルバイトが45%、フルタイムが34%であった。家庭的保育の利用者には、「認可保育所を希望したが入れなかつた」と、「年齢的に少人数で保育を受けることがよいと思った」と人が同程度いた。家庭的保育保育者の86%は保育に関する資格を有し、集団保育経験が長い保育者も多かった。78%の保育者には補助者がおり、全体の44%には毎日補助者がいるが、時間数にはバラツキが見られた。

*ここで言う保育に関する資格には、保育士、幼稚園教諭、看護師、助産師、学校教諭、認定ベビーシッター資格を含んだ。

(2) 在宅保育を利用する保護者や子どもの変化と在宅保育の効果

ここ5年間における在宅保育を利用する保護者や子どもの変化、及び在宅保育を利用することによる保護者や子どもへの効果を保育者にたずねた。

1) 保育を利用する保護者の変化と在宅保育の効果

ベビーシッターに肯定の割合が高かった項目は、「母親の勤務時間の長時間化」や「母親のニーズや理由が多様化」、「子育てをサポートしてくれる人がいない保護者の増加」などであった。在宅保育利用による保護者への効果については、「理由の如何を問わず利用できる」、「多様な勤務時間や勤務形態にあわせて利用できる」などの利用者の利便性に関する項目や、「育児休業中の育児支援」としての利用があげられた。

家庭的保育では、「子どもに注意できない保護者の増加」、「子育てのサポートをしてくれる人がいない」、「子育ての仕方がわからない保護者の増加」などに肯定の割合が高かった。在宅保育利用による保護者への効果については、「子どもの立場にたって子どもの発達を見てもらえる」、「子育てのストレスを軽減」、「子育ての相談」など、総じて保育の専門家として子どもを見る目や知識が保護者への効果として認められていた。一方、ベビーシッターで高い割合であげられた利用者のニーズにあわせたサービスには否定や意見留保が多く、それぞれの保育の特徴が浮き彫りになる結果であった。

2) 保育を受ける子どもの変化と在宅保育の効果

ベビーシッターに肯定の割合が高かった項目は、「物質的に豊かな暮らしをする子どもの増加」、「大人の生活パターンの影響を受ける子どもの増加」であった。在宅保育利用の効果として肯定が多かった項目は、「子どもの健康や特異性に個別に配慮」、「その時々の子どもの興味にあった保育」、「子どもの個性や能力に応じた保育」などであった。

家庭的保育では、「大人の生活パターンの影響を受ける子どもの増加」、「物質的に豊かな暮らしをする子どもの増加」などに肯定の割合が高い点はベビーシッターと同様であった。在宅保育利用の子どもへの効果としては提示した項目すべてに肯定の割合が非常に高く、ベビーシッターの回答とは有意差が見られた。

特に両者間に差が見られた項目は、しつけや教育などの積極的な関与が必要となる項目であった。これらは関わる時間や継続性の違いによるばかりでなく、保育の中での子どもへの関わり方の違いに影響されるものと考えられる。ベビーシッターは保育サービス業として、保護者の意思を尊重しながら行う保育であるが、そのような視点を超えて積極的に子どもに関わることが必要である。

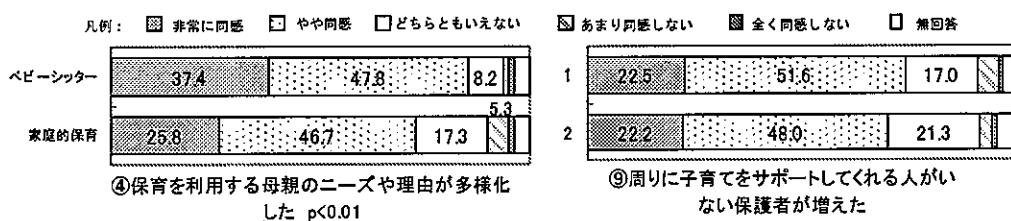


図5 在宅保育を利用する保護者の変化

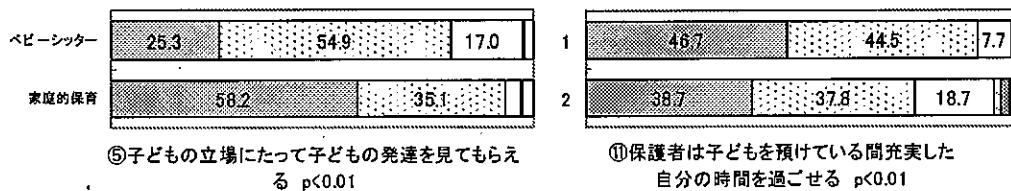


図6 在宅保育を利用することによる保護者への効果

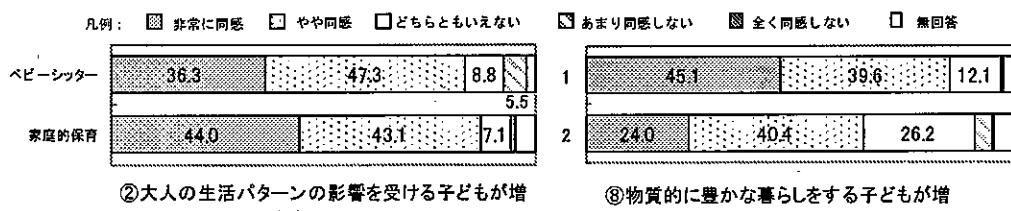


図7 保育を利用する子どもの変化

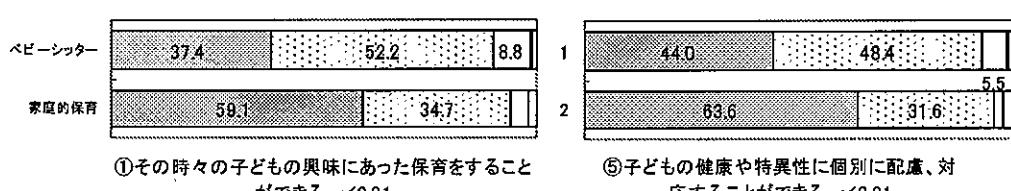


図8 在宅保育を利用することによる子どもへの効果

(3) 利用者としての意識の変化

利用者が現在利用している在宅保育を利用するようになってから今までの間、「心配や気になったこと」や「期待していたこと」について、利用開始前、利用開始3ヶ月後、現在のそれぞれについて意識がどの様に変化したかをたずねた。

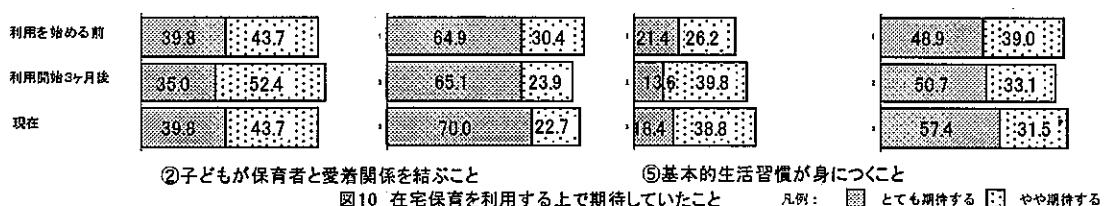
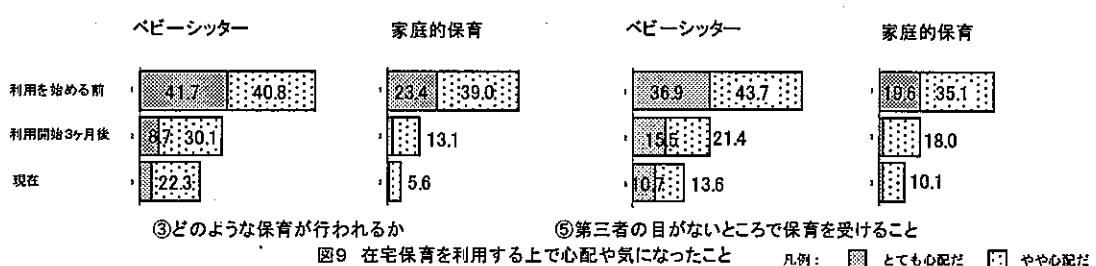
共通して言えることは、利用前の心配は利用開始後3ヶ月には「とても心配」の割合が減少し、現在ではほとんどない項目が多いことである。それに対して、期待は時間の経過を経ても変化は見られず、高い期待が寄せられていた。

利用前に心配が大きかった項目は、ベビーシッターでは「子どもと保育者との相性」、「どのような保育が行われるか」「子どもが保育者に慣れるか」などであった。現在に至っても心配が残っている項目は、「子どもと保育者の相性」、「どのような保育が行われるか」、「第三者の目がないところで保育を受けること」などであった。

利用前に心配がなかった理由では、「面会時の説明で信頼できた」や、ほかの子どもで利用経験がある多かった。また、心配していたことが気にならなくなったり過程には、保育者との信頼感ができたことや子どもの成長が多く選択された。

家庭的保育では利用前には、「子どもが保護者と離れて過ごせるか」や「子どもが保育者に慣れるか」などに「とても心配」の割合が高かった。現在でも心配が残っているものは、「第三者の目がないところで保育を受けること」や、「他の子どもとの仲良くできるかどうか」などであった。現在も残る心配の割合はベビーシッターと比較すると非常に低くなっていた。家庭的保育が毎日同じ保育者が継続して保育することに対し、ベビーシッターでは利用の頻度や時間が短く、また必ずしも同じベビーシッターが担当するわけではないことが影響していると考えられる。

家庭的保育で利用前に心配がなかった理由は、「面会時の説明で信頼できた」が多かった。その他として、時間をかけた慣らし保育や、親子登園、保育者の評判などがあげられた。また、心配が気にならなくなったり過程では、子どもの成長や保護者との信頼関係の割合が高かった。



次に、在宅保育を利用することについて「期待していたこと」は全体的に肯定の割合が高かった。特に家庭的保育では、設問で提示した6つの項目について約9割が肯定しており、「とても期待する」の割合も高かった。それに対してベビーシッターは「とても期待する」の割合が、「基本的生活習慣が身につく」「子どもの成長や発達が促進される」「子どもが保育者と愛着関係を結ぶ」が高くはなかった。これはベビーシッターと子どもの関わりの頻度や時間が短いことや、必ずしも同じ保育者が関わる訳ではないことが影響していると考えられる。

しかし、ベビーシッター利用者の「基本的生活習慣が身につく」についての期待が利用前から現在に至るまで時間の経過と共に微増していたことは興味深い。これは利用前に期待されていなかった効果が現れたことによるものと考えられ、短時間の一時的な保育であっても保育者には保護者と共に育てているという自覚が必要とされる。

(4) 在宅保育のメリット・デイメリット

在宅保育のメリット・デイメリットとして指摘されることの多い項目をそれぞれ3つずつあげ、そのことに対する評価と、メリットについては具体的場面を、デイメリットについては改善策についての意見をたずねた。

メリット1 個別に子どもに対応できる

総合評価はベビーシッター、家庭的保育とも肯定の割合が高く、否定は極めて少なかつた。また、ベビーシッターでは、保育者(64%)より利用者(83%)の方に「かなりあたっている」という強い肯定が見られており、利用者が個別に子どもに対応できる点を高く評価していることがうかがえた。

メリットがある具体的場面については、ベビーシッター保育者、利用者とともに、提示した項目すべてを肯定的にとらえており、中でも、②個々の子どもの気質・個性に寄り添って対応できる、③日々の体調に対応できる、⑥子ども家庭の事情にあわせることができるなどの項目で、「かなりあたっている」が多かった。

家庭的保育でも同様に「かなりあたっている」の割合がすべての項目で多く見られたが、中でも⑧保育者が子どもとの安定した愛着関係を持つ、③日々の体調に対応する、②個々の子どもの気質・個性に寄り添って対応できるなどが多かった。

メリット2 低年齢児は家庭的環境の中で育つことがよい

総合評価はベビーシッター、家庭的保育とも肯定の割合が高かったが、いずれも利用者より保育者が「かなりあたっている」を選択する割合が高く、有意差が認められた。特に、ベビーシッターにおいては、利用者の約2割は「あまりあたっていない」を選択していた。この回答は集団保育を利用している利用者に多く、その理由として、子どもには集団生活の経験も必要という意見があげられていた。

メリットがある具体的場面については、全体としては肯定の割合が多かった。中でも、①家庭で保育するので、子どもが安定する、③1日を通して同じ保育者が見る、④少人数なので静かな環境で過ごすことができるなどの割合が高かった。しかし、ベビーシッター利用者では、⑤外遊びや散歩などを通じて、地域の人との交流(50%)、

②ほかの子どもに妨げられずに、自分のペースで遊ぶことができる(32%)などの項目に、家庭的保育利用者にも⑥自分のペースで遊ぶ(21%)や②家庭の部屋の方が落ち着く(16%)、⑦少ない人数でのきょうだい関係を体験(12%)を否定する意見が見られた。

メリット3 子どもが家庭の生活リズムで過ごすことができる

ベビーシッター、家庭的保育のいずれも、保育者、利用者共に肯定が非常に多い点で共通していた。ベビーシッターは利用者の属性別に見ると、仕事以外の理由で利用している群や集団保育利用なし群に、「かなりあたっている」の割合が有意に高いという特徴が見られた。

ベビーシッターでは、全体に肯定が非常に多かったが、特に利用者に、「その家庭の育児方針や保護者の生活パターンに合わせて保育を受けられる」という点で肯定が多かった。また、②集団保育のような時間切りのスケジュールの影響を受けない(21%)、①子ども主体の生活パターンを家庭の中で身につける(20%)、③子どもの気に入ったものや慣れたものを配置(15%)などの項目では利用者の否定の割合が高かった。

家庭的保育における具体的な場面については、総じて肯定意見が多く、9割を超す項目も多く見られた。特に、②子どもの日々の体調や気分に対応、④子どもに生活の流れの見通しができ、安定するなどの項目については「かなりあたっている」の割合が保育者、利用者共に共通して高かった。一方、⑦保護者の生活パターンにあわせる(19%)、⑥保護者の希望する育児方針に沿って保育できる(16%)、などは、利用者の方に否定の割合が高かった。

ディメリット1 保育者としての資質にバラツキがある

総合評価は、ベビーシッター保育者、利用者ともに肯定の割合が約9割であった。特に利用者は保育者と比較すると「かなりあたっている」の割合が有意に高かった。ベビーシッター利用者は複数のベビーシッター保育者と出会う機会が多いことによるものと考えられる。一方、家庭的保育でも、保育者は約9割が肯定したが、利用者は肯定が66%に留まり、否定が27%あった。その理由として、家庭的保育利用者は多くの場合、1人の保育者あるいはその補助者としか出会わないためであると考えられる。

このことに関する改善策として提示した、「保育者を有資格者に限定する」については認定ベビーシッターについても保育士についても否定が保育者自身からも利用者からも約6~7割あげられた。また、所属会社に対する第三者評価についても保育者に否定の割合が高かった。一方、家庭的保育では、提示された改善策を肯定する割合が高かったが、保育者では保育者に対する第三者評価を否定する割合が約4割あった。

ディメリット2 子どもが特定の保育者の影響を強く受ける

ベビーシッター保育者は肯定が8割弱と多かったが、利用者は肯定が約6割、否定が36%であった。その理由として利用者に多かった意見として、子どもを担当する保育者が複数であることや利用の頻度や時間の短さから影響を受けるに及ばないとの意見があげられた。一方、家庭的保育では9割弱の保育者が肯定しているが、利用者は否定が26%であった。その理由としては、保育者からディメリットとなるような影響

は及ぼさないという意見が多く、補助者が存在することにより、特定の保育者との関わりだけではないことがあげられた。

このことに関する改善策として、全体的には肯定が多かったが、ベビーシッター利用者は定期的な満足度調査を強く肯定する割合が高かった。家庭的保育では提示された改善策に全体に1割から3割の否定があげられた。

ディメリット3 第三者の監視の目がない

ベビーシッター利用者の9割、保育者の76%が肯定し、保育者の否定は2割であった。一方、家庭的保育では保育者約35%、利用者の約25%が否定した。否定の理由として、補助者が毎日いる保育者は約44%であり、保育者が1人ではないということや、地域の公園などの社会資源を活用しているなどが多くあげられた。

改善策としては、ベビーシッターでは担当する保育者を複数にすることには否定的であった。特に利用者は担当する保育者を固定化することを希望している。

また、すべての項目に共通にみられたこととして、保育者は共通して、保育者同士で情報交換・交流できる機会や場所を設けることを高い割合で選択していた。専門的な助言・指導や第三者評価、研修の体系化と義務化などについては、肯定も多かったが、否定的回答も一定数認められた。

(5) 保育者と保護者の関係

日々の保育内容を保育者がどのように保護者に連絡しているかについては、ベビーシッターよりも家庭的保育の方が「連絡帳の活用」、「口答での連絡」、「必要な時には時間を取って話をする」などが高い割合で行われていた。

保育者と保護者の話し合いの方法については、ベビーシッターは保育方針、育児方針ともに「保護者の意見が尊重される傾向が」見られた。家庭的保育では、「保育方針については保育者の意見」または「双方の話し合いによって行われること」が多く、育児方針については「保護者の意見が尊重される傾向」よりも「双方が納得いくまでよく話し合いをする」方が高い割合で選択されており、家庭的保育保育者の保護者への影響が家庭における育児方針にも及んでいることが明らかになった。

次に、保護者にとっての保育者の存在は図24に示すように、両保育形態の保育者は理想では「子育てを保護者と共にするパートナー」を最も高い割合で選択しているが、現実では「保護者の子育ての補助者」や「保護者主体の子育ての支援者」へと分散し

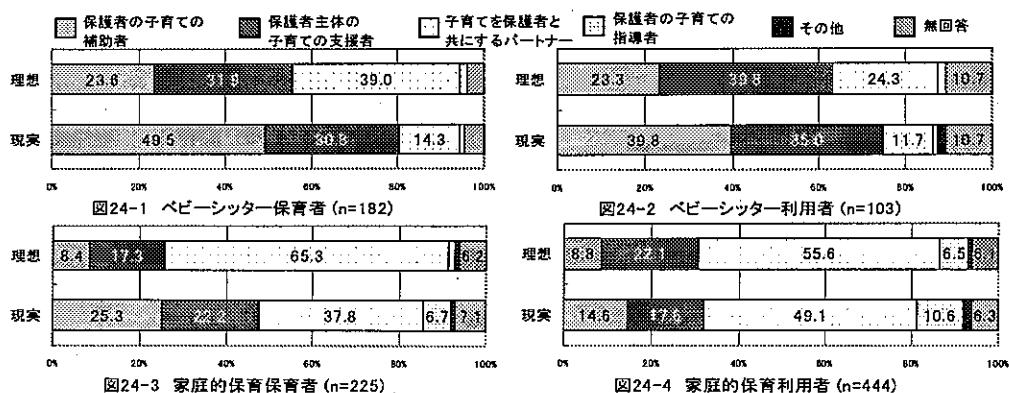


図24 保護者にとっての保育者の存在

ていた。ベビーシッター利用者は、理想は「保護者主体の子育ての支援者」現実は「保護者の子育ての援助者」が多かった。家庭的保育利用者は、理想も現実も「子育てを保護者と共にするパートナー」ととらえていた。

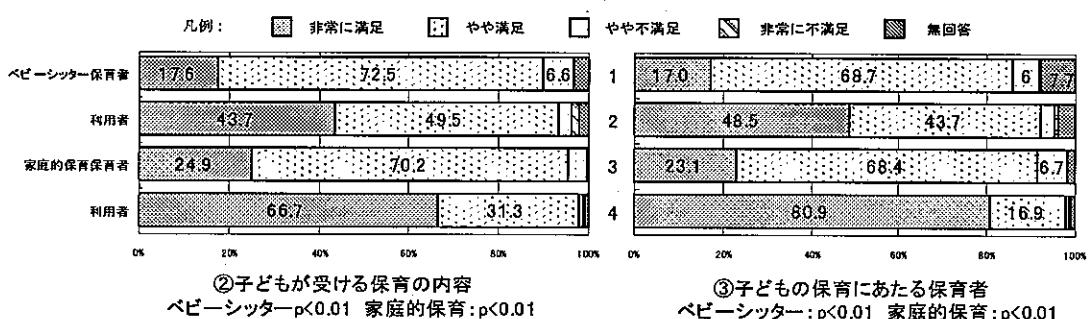
在宅保育を利用することの保護者自身への影響はベビーシッター利用者では、「安心して子どもを預けることができ、充実した時間を過ごせた」(78%)が最も多く、「いざという時頼りになる人ができた」(53%)が続いた。家庭的保育利用者でも最も多かったものは「安心して子どもを預けることができ、充実した時間を過ごせた」(66%)、次いで「子どものことについて相談ができた」(47%)であった。

(6) 満足度

「保育環境」、「保育内容」、「保育者」、「保育者と保護者の関係」についてはいずれも満足度が高く、多くで9割を超していた。中でも家庭的保育利用者の8割が保育者について「非常に満足」を選択していたことは目を引いた。利用者は保育時間についても約7割が満足していた。

不満足が多かった項目は、ベビーシッター保育者は所得(59%)、同利用者は保育料金(49%)、保育者の休暇(33%)、家庭的保育保育者は所得(41%)、保育時間(44%)、休暇(75%)、同利用者は保育者の休暇時の代替(35%)、保育料金(31%)などであった。

具体的な不満の内容は、ベビーシッター保育者は子どもの命を預かる責任の重い仕事に対して報酬が少なすぎることについて、同利用者は割高な保育料金や担当する保育者を固定にしてほしいことなどがあげられた。家庭的保育保育者では、補助者雇上費への補助が不充分で保育者の持ち出しになっていることや、利用者のニーズに応えようとすると労働時間が長時間化することが重労働につながることに加え、保育の代替が確保できないために、有給休暇が使えないことへの不満が上げられた。同利用者も、保育者の休暇の代替保育を求める声が多かった。また、保育料金については認可保育所と比較して、納税金額に応じた減免がないことや延長料金の課金時間が早いこと、給食がないことなどへの不満があげられていた。



(7) 今後の在宅保育のあり方

1) ベビーシッター

①3歳以下の子どもを在宅で保育することについて(図26-1)

「一定年齢までの子どもは在宅で保育を受けることが好ましく、それ以上は集団保

育を受けながら、ベビーシッターの利用を延長保育や二重保育として位置づける」が保育者(42%)、利用者(48%)共に最も多く選択された。一定年齢の具体的な年齢は、保育者では2歳、1歳、3歳の順、利用者は0歳、1歳、2歳の順であった。

年齢については意見が分かれたが、「3歳以下の子どもは在宅で保育を受けることが好ましい」との回答とも合わせると、保育者では約8割(79%)、利用者では約7割(71%)が子どもが低年齢のうちは在宅で保育を受けることに賛同を示していた。

②保護者の特別なニーズに対応(図26-2)

保育者、利用者共に6割以上が「利用の拡大」に賛同した。一方、ベビーシッターの利用は「特別なニーズに対応するものとして存続させる」という回答は保育者26%、利用者20%であった。「その他」の内容としては、保育者からも利用者からも経済的な問題が利用の拡大を阻むという意見があげられた。

③保育所との契約(図26-3)

保育者と利用者には意見の相違があり、利用者は保護者の「緊急な用件や子どもの発熱などに即座に対応できるのでよい」という意見(78%)が多かった。保育者はその意見については6割に留まり、「保護者自身が手配をすべき」との意見が34%であった。

④病後児保育(図26-4)

保育者、利用者共に「子どもの病気回復期に自分の家庭で過ごせることが好ましい」との回答が8割を超えており、特に利用者の割合が高かった。保育者の約1割は「施設の中に用意された病後児保育室の方が好ましい」との意見も見られた。

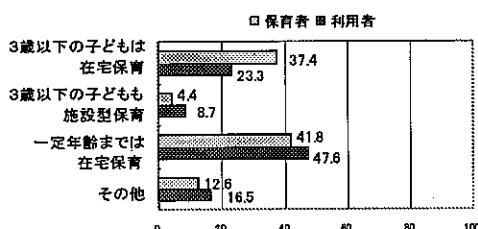


図26-1 3歳以下の子どもは在宅で保育することについて

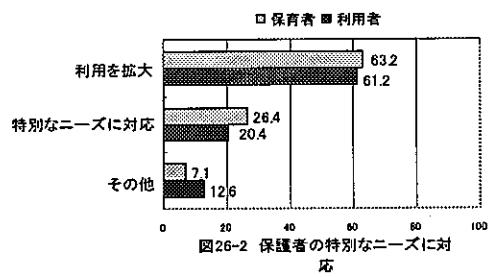


図26-2 保護者の特別なニーズに対応

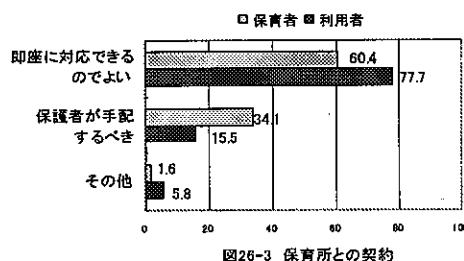


図26-3 保育所との契約

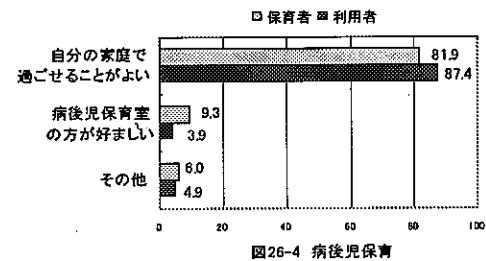


図26-4 病後児保育

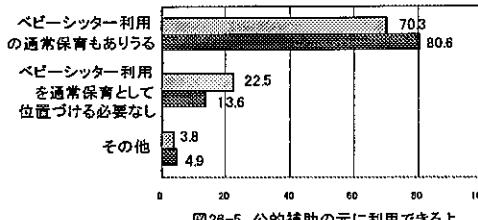


図26-5 公的補助の元に利用できるように制度化

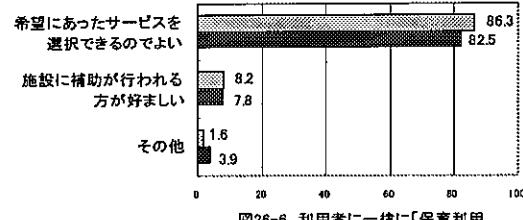


図26-6 利用者に一律に「保育利用権」を配布

⑤公的補助の元に利用（図 26-5）

保育料金にも公的補助が行われるならば、ベビーシッター利用による通常保育もありうるとの回答が 8割の利用者、7割の保育者にあった。ベビーシッターを認可保育所と同様の通常保育として位置づける必要はないとの回答は、保育者 22%、利用者では約 14%であった。②保育者の特別なニーズに対応という設問では、利用の拡大に賛同した利用者は 60%であったが、この設問で「公的補助の元に」との文言がついたことにより、約 2割が肯定に転じていた。

⑥利用者に一律に「保育利用券」を配付（図 26-6）

保育者、利用者共に 8割以上が「利用者が希望にあった保育サービスを選択できるようになるのでよい」に賛同した。「これまでと同様、施設に補助が行われる仕組みの方が好ましい」を選択したのは両者共に 1割に満たなかった。

2) 家庭的保育

①3歳以下の子どもを在宅で保育することについて（図 27-1）

「3歳以下の子どもも在宅で保育することが望ましい」は保育者（65%）にも利用者（50%）にも最も多く選択された。また、「一定年齢までは在宅保育を利用することが好ましく、一定年齢以上になれば集団保育も利用する」は、利用者（29%）、保育者（23%）であった。一定年齢は、保育者、利用者ともに 2歳、1歳の順であった。いずれにしても、約 9割の保育者、約 8割の利用者が低年齢児が在宅で保育を受けることについて賛同した。

②保育所の補完や待機児童問題に対応（図 27-2）

「家庭的保育を利用することは低年齢児にとって好ましい保育の場であるので、利用を拡大すべきである」は保育者 92%、利用者 80%で選択された。「家庭的保育の利用は保育所の待機児童問題に対応するものとし、保育所で受け入れることができない場合の受け皿として存続することがよい」は利用者 9.7%、保育者 4.9%と多くはなかったが、利用者のうちこの選択肢に選択したのは、保育所入所を希望する群に多かった。

③保育所分園のような形（図 27-3）

保育者は「保育所との連携が進むことにより、保育者の休暇時の対応や交流が期待できる」が最も多く（39%）、次に「保育所へのスムーズな移行が期待できる」（30%）が続いた。保育所との連携を進めることに賛同する意見は両方合わせると約 7割であった。「保育所、家庭的保育それぞれの保育の特長は異なるため、それが独立している形がよい」と、あくまでも分離した形での運営を希望する意見は 23%であった。

利用者では「保育所へのスムーズな移行を期待」（41%）と、「保育者の休暇時の対応や交流への期待」（31%）で合計して約 7割は保育所との連携が例えば分園化というような形で進むことに賛同を示した。

④一時保育（図 27-4）

利用者の約 6割は「家庭的環境で一時保育が受けられる」ことに賛同を示したが、保育者は「定期的に保育を受けている子どもへの影響を考えると好ましくない」（43%）が最も多く、「家庭的環境で一時保育が受けられることは子どもに好ましい」（38%）が続いた。この回答については、利用者が一時保育で子どもを預ける保護者の立場に立

ったか、または定期的な保育を受けている子どもの保護者としての立場に立ってこの設問に回答したかによって回答が別れたと考えられる。

⑤病後児保育（図27-5）

この設問でも前項と同様に保育者の意見と利用者の意見には相違が見られた。保育者は「定期的に保育を受けている子どもへの影響を考え、好ましくない」（42%）、「施設の中に用意された病後児保育室が好ましい」（30%）の二つの項目をあわせた合計72%は反対意見であった。

利用者は「家庭的環境で過ごせることが望ましい」が最も多く（38%）、次いで「定期的に保育を受けている他の子どもへの影響を考えると好ましくない」（33%）、「施設の中に用意された病後児保育室が望ましい」という回答は、19%であり、保育者と比較すると少なかつた。

「その他」には、保育者が複数の場合や、病気回復期の子どもが過ごせる別室があることや、別立てのシステムとして、病気回復期の子どもをみる家庭的保育を設けることへの意見があげられた。

⑥保育者に一律に「保育利用券」を配付（図27-6）

保育者と利用者の回答には相違がみられており、利用者の約半数は「利用者が希望にあった保育サービスを選択」を選択し、「これまでと同様、施設に補助が行われる仕組み」は約3割が選択していた。自由意見には、利用者から事業者の安定した運営基盤があつてこそ、保育の質が保たれるという意見もあった。保育者はこの逆で「これまでと同様、施設に補助」が43%、「利用者が希望にあった保育サービスを選択」は32%であった。その他の意見では、保育者は「保育利用券」という現在は存在しないものがどういうものか理解できないため、回答できないという意見が多かった。

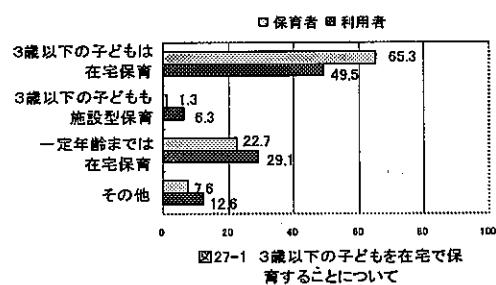


図27-1 3歳以下の子どもを在宅で保育することについて
□保育者 ■利用者

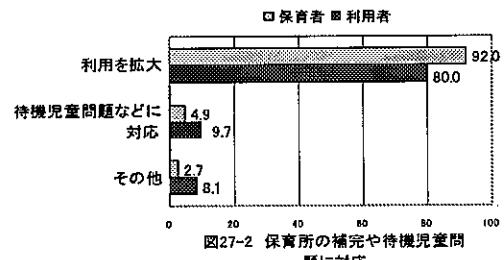


図27-2 保育所の補完や待機児童問題に対応
□保育者 ■利用者

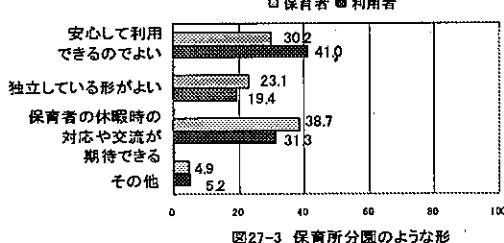


図27-3 保育所分園のような形
□保育者 ■利用者

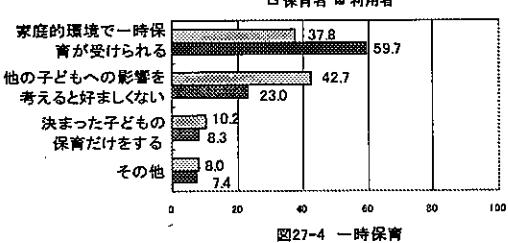


図27-4 一時保育
□保育者 ■利用者

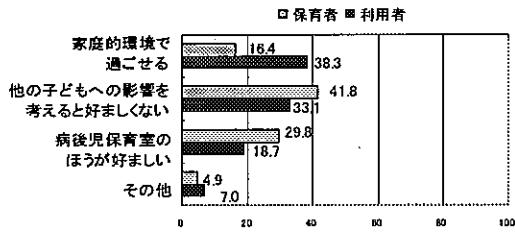


図27-5 病後児保育
□保育者 ■利用者

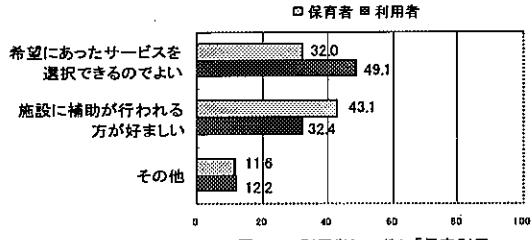


図27-6 利用者に一律に「保育利用券」を配布
□保育者 ■利用者

4. 考察

(1) 在宅保育のメリット

1) 在宅保育の効果と特性

調査結果から、ベビーシッター、家庭的保育とも共通して、在宅保育の個別対応性や、家庭的保育環境、また子どもを主体とする保育の効果と特性が高く評価された。しかし、それぞれの具体的保育場面では、ベビーシッターと家庭的保育の保育形態が異なるために、その保育の質と専門性において、共通認識のものと異なるものが調査結果から示されたように思う。

2) 在宅保育の可能性

本調査ではベビーシッターについて、子どもと保護者への個別対応性の高さと、保育環境や内容、保育者に対し利用者の高い満足度を示す結果が得られた。また、ベビーシッターの在宅保育を、個別保育として集団保育と対照的にとらえた時、1対1（または2）の少ない関係の中で、しっかりと子どもの感情に付き合うことができるところを評価したいという意見も聞かれ、ベビーシッターがもつ個別対応の専門性が高く評価されていることがうかがわれた。また、こうしたきめ細やかな保育は、低年齢児ほど、子どもの安全性や、子どもと保育者が愛着関係を結ぶ上において、利用者が期待している保育形態との結果も得られ、ベビーシッターに求められている専門性や役割が見て取れた。さらに、低年齢児の一時保育や、保育上特別な注意と安静が必要とされるような病後児保育などでは、ベビーシッターによる家庭での個別保育は、回復を図る上で、子どもにとってもっとも適した保育であるといえる。特に病後児では、他児間における感染予防の面でも効果的であるといえる。この他、保護者の多様な就労形態や要望に柔軟に対応することができる点も、ベビーシッターの特異的な効果といえよう。

今後の課題として、今回実証されたメリットや効果を維持しつつ、ベビーシッターならではの在宅保育のあり方について検討を重ねていくと共に、ベビーシッター保育者の意識や、保育の質の向上のために、保育者自身の自己研鑽と社団法人全国ベビーシッター協会や事業者による、研修体制の確保と充実がさらに求められている。

次に家庭的保育については、家庭的保育の特徴でもある、異年齢児による小集団のダイナミクスを活用した保育は、子どもの社会性の発達を促す上で、また個別対応が可能な少人数保育は、集団保育と個別保育の効果を併せ持つ点で、大きなメリットや効果があることが高く評価された。さらに、保育形態が日常的且つ長期的なことや、保育者が同一であることから、保育者と子どもの愛着関係を結ぶ上で効果的な保育であり、保護者にとっては、保育者との密接な関係から子育てを学ぶことができるなどの効果が認められた。

さらに、地域の子どもたちとの関わりを考慮した家庭的保育は、保育所よりも密接に地域の親子と触れあい子育て支援を行うことができるといえる。このような家庭的保育のメリットは、地域の子育て支援において重要な役割を果たしており、今後、さらにこうした活動が進められることが求められる。

(2) 在宅保育のディメリット

1) 個別保育に習熟した保育者の養成

在宅保育保育者は、集団保育のメリット・ディメリットを熟知した上で、個別保育の良さを支持する保育者である。今後在宅保育保育者を想定し、より子どもとのコミュニケーション能力を重視するなど個別的な保育に関する内容を盛り込んだ在宅保育論のカリキュラム作成・研修の充実が望まれ、全体のレベルを底上げしていく不断の努力が必要となる。

2) 評価制度の充実

在宅保育が閉鎖的と思われがちな部分を一般に理解してもらい普及させていくためにも、積極的に第三者による客観的な評価を受ける姿勢やシステムの構築など、子どものよりよい育ちを支援するための評価制度の充実を図りたい。将来的には事業者選定の指針の一つとなる可能性も高く、当該事業に関わる全ての機関の姿勢が問われるところである。

3) 複数担当制の良さ

家庭的保育の場合、補助者の有無は保育内容に大きく影響するが、制度内容・運用実態は、自治体によって違い、補助者の賃金捻出が課題となっている。複数での保育は、密室性の弊害も軽減し、子どもへの配慮も行き届き、安全確保もさらに充実する。また、保育者が不在の際、その子どもの特性を熟知している補助者の存在があれば、不安なく一日を過ごすことができるなど、補助者に対する補助制度の充実は、喫緊の課題といえる。

ベビーシッターは、いざという時に頼りになり子ども自身も安心できる存在である。急な依頼への対応やフォローワーク体制も含め、担当する保育者が複数いることが望ましい。事業者も、より多くの大人がその子を見守ることの利点を利用者に理解してもらえるように今以上に努める必要がある。

4) 社会資源の活用

家庭的保育保育者は、外遊びの際に公園や地域の子育て支援センターなどの社会資源を積極的に活用している。地域の人々と触れ合う機会も増え、地域の子育て支援者としての役割も期待でき、それにより家庭的保育を認知してもらえる機会も拡がる。

ベビーシッターの場合は、保育する時間帯が夜間である場合も多く、公園や子育て支援センターなどの公共施設が利用できない場合も多いが、積極的に利用でき、また不測の事態にも配慮したシステム構築も必要である。

5) 相談機能の強化

在宅保育の実情を熟知し、ファミリーソーシャルワークの専門機能を備えた相談員を育成・確保した相談窓口の設置が考えられる。ベビーシッター事業への認知・理解促進とベビーシッター業界全体の信用力を高めていくためにも、加盟事業者の枠を超えた苦情解決・相談機能の強化が必要である。家庭的保育の場合も、自治体によるマネジメントシステムの強化が課題である。トラブルの事例をよく検証し、反省すべき点は謙虚に受け止め、再びトラブルが起こらないように研修を徹底させるなどの事業者・保育者の問題解決や保育内容の質的向上に対する姿勢が問われている部分でもある。

6) 保育者として自立・自律できる制度への改善

在宅保育保育者が、子どもの育ちに密接に関わる専門職として自らの仕事に誇りを持ち仕事を続けていくためにも、在宅保育の社会的認知度を高め、助成制度を充実させるなど、保育者として自立・自律できるような環境整備が急務である。

(3) 在宅保育の今後のあり方

1) 在宅保育の制度化への課題

①在宅保育保育者の養成とストレスマネジメント

ベビーシッター保育者や家庭的保育保育者に今後必要とされる資格要件は、「保育士」資格+「個別保育の研修」または「ベビーシッター・家庭的保育の実務経験」+「基礎的な保育に関する研修（保育に関する基礎資格）」であるといえる。

また第三者評価などの評価制度を充実させ、資質を向上させることが利用者に信頼されることにつながり、保育制度の一端を担う在宅保育制度の確立に結びつくといえる。さらに保育者が一人で保育を行うことによる孤独感や閉塞感の緩和に対するケアとしてはスーパーバイザーやストレス軽減のための制度化されたストレスマネジメントが必要である。

②在宅保育と保育所との連携

家庭的保育については多くの保育者や利用者が休暇の代替や保育所へのスムーズな移行を期待して賛同していることからも、さらに検討を続けていくことになろう。

ベビーシッターでは、利用者の多くが、体調不良児保育、病児・病後児保育に保育所などを通じて手配されることが望ましいと考えている。認可保育所と連携することが、利用者にとって利用しやすく信頼できる在宅保育制度につながると思われる。

③病後児保育、一時保育のような特別なニーズのある保育

家庭的保育においては、複数の子どもを保育することから、特別なニーズに対応することは現状では難しい。「病後児保育モデル事業」が始まるが、病後児を専門に見る場を設定しない限り困難であることが示唆された。

ベビーシッターは、緊急時、家庭を訪問して保育を行うことができるため、病後児保育、一時保育などの特別なニーズに対する受託者として最も適していると言える。

産褥期のケアについては、次世代育成支援事業の一つとして産後支援ヘルパー事業を導入し、事業をベビーシッター事業者などに委託する事例が増えている。

2) 保育制度の選択肢としての在宅保育

「認可保育所の通常保育と同様に低年齢児保育は在宅でベビーシッターが公的補助の元に利用できるように制度化されること」については、ほとんどの利用者が賛同している。一方、家庭的保育は事実上保育所と並ぶ通常保育として自治体の保育制度の一翼を担っているが、少数の自治体でしか実施されていない。

ベビーシッターの場合は、保育制度に組み込まれていないため、事業者に対する助成制度の適用はなく税制の優遇もない。しかし、施設設置に関わる費用などを必要としないことから施設型保育よりも少ないコストでの保育が可能である。たとえば0歳児についてベビーシッターによる在宅保育を通常保育に組み込むと、今の制度のままでコストダウンができるため、0歳児待機児童対策に有効な制度になりうる。

「利用者に一律『保育利用券』が配布され、利用者自身が利用したい保育サービスを選択できる仕組みに変わること」について、多くの利用者が肯定した。今後の保育サービスは利用者がニーズに応じて自由に選択出来る環境整備を求められている。

保育制度に在宅保育を一つの選択肢として組み入れていくことこそ、次世代の人材育成において必要不可欠なことであろう。

(4) 在宅保育の環境要因

本研究で行った調査を通じて、在宅保育が持つ環境要因とその相互作用、あるいは相乗効果によって、メリットとされる好ましい効果やディメリットとされる好ましくない効果を生み出している点について詳細に整理分析する必要性が認められた。

従来「在宅保育の良さ」、あるいは「家庭で行われる保育の良さ」は、子どもが生まれ育ってきた家庭環境そのもの、あるいはそれに近似した家庭的環境であるからという文脈で論じられてきたことは否めない。そのことは逆にあやふやさを生み、在宅保育の良さや効果を説得力のあるものとすることを困難にしてきたかもしれない。

家庭環境ないしは家庭的環境で子どもを保育することの具体的に何がよい効果をもたらしているかについてもう一段進めて解明していくことが必要である。在宅保育の環境要因はいくつか考えられるが、このような整理分析をしていくことにより、在宅保育の好ましい効果は、施設型保育などの他の保育サービスに応用することが可能となり、保育形態の異なる場でも子どもの発達にとってよりよい保育を提供することにつながると考えられる。この点については今後の課題としたい。

(5) 総合的考察

1) 在宅保育者の専門性

集団保育に関わる保育士に比較し、在宅保育に関わる保育者の資質については、まだそれを保障する体制は確立していない。今回の調査結果の分析、考察の結果に共通してみられる趣旨は、在宅保育者の専門性の確立とその維持、向上の必要性である。

在宅保育の基軸をなすものは、〈家庭〉、〈個別〉というキーワードである。在宅保育者の資質、能力としては、〈個別〉的対応、〈個別〉的保育の資質と能力である。〈家庭〉的対応、〈家庭〉的保育を如何に専門的にすすめるかの資質と能力である。〈保育の質〉の核にあるものは、保育者の受容性、応答性、敏感性であり、さらに個別性、集団性もその重要な構成要素である。このような保育の質に関わる能力を持つ専門保育者を養成することが重要なことである。

2) 個別保育と集団保育との対比

集団保育経験のある保育者は、ベビーシッター保育者の過半数、家庭的保育保育者の4分の3にのぼっている。その経験は、集団保育のメリットとディメリットをよく知る上でも活かされるであろう。また、利用者とくに母親の個別の保育指向にも特徴がみられた。一方、保護者の意識として、在宅保育のメリットとされる家庭的、個別的という特徴について、ベビーシッター利用者に消極的、否定的認識が含まれていた。つまり、子どもの育ちを保障するために、家庭的のみならず集団的環境も欠かせないという視点は重要であり、個別保育、集団保育に偏らない環境を重視する方向が大切である。在宅保育の社会的認知を高めるとともに、施設保育、集団保育の意義を踏まえた連携が必要であることを再確認する必要がある。

3) 在宅保育サービスにおける子育て家庭支援

ベビーシッター保育は、保護者のニーズに柔軟に対応するという点で、一時的あるいは短期的保育自体が、保護者の心身の安定性、生活支援、子育て支援に貢献してい

るといえる。また、子どもや家庭の変化の特徴やその背景をみると、子どもに対する対応とともに、保護者とくに母親への子育て支援が必要なことが示唆される内容が多い。さらに重視すべきことは、ベビーシッター利用者の保育者に対する基本的生活習慣確立への期待が高まっていることである。保育サービスは常に子どもの保育とその家庭への子育て支援が連動している。保護者の意向に沿った保育という視点とともに、この子を保護者とともに育していくという視点は、その連動性をより有効に発揮させることができる。このことも、在宅保育サービスにおける不可欠の専門性として包含していく必要がある。保育サービスが、単なる子育て支援ではなく、保護者とともに子どもの育ちに深く関わるという社会的保育の使命を踏まえるならば、家庭的保育とともにベビーシッター事業が社会的保育サービスシステムの一環として位置づけられることはきわめて重要である。

4) 「家庭環境」と「家庭的環境」要因の示唆するもの

保育制度として重要なことは、第一に、「家庭環境」を重視した在宅保育の環境要因を検証し、一時的、随時の短期的、非連続的な保育ニーズに対応する保育サービスに限らず、低年齢児にとっての通常保育、日々の連続的保育の核となり得ることをさらに実証的に検討すること、第二に、「家庭的環境」を重視した在宅保育の環境要因が、通常保育、日々の連続的保育が営まれる施設保育においても非常に重要な要因として適用し得ることを実証的に検討することである。とりわけいわゆる乳児保育において、その集団保育の場を、〈家庭〉、〈個別〉というファクターを基盤として家庭的保育、個別的保育を営むことができる場であることを、実証していかなければならない。在宅保育研究が示唆する「家庭的環境」の重要性は、今後の集団保育、施設保育のあり方、ひいては我が国における保育制度のあり方にも反映させることができるであろう。

5) 在宅保育の制度化に向けて

家庭的保育という「家庭的環境」のメリットを掘り下げ、これを保育システム全般に拡充していくことは、十分に検討に値する。低年齢児保育を担う在宅保育の意義を実証していくことは、家庭的保育が一つの制度的拠点となる可能性を広げる。また、その萌芽がみられつつある保育所との連携による制度体系の広がりについて、積極的に検討すべきである。それは家庭的保育保育者の質の確保、利用者・保護者の満足度の向上に寄与し得るであろう。制度化に向けては、家庭的保育保育者の要件、資格、勤務体制、保育補助者やベテラン保育者のサポート体制、そして家庭的保育の実施に関わる財政措置のあり方等々を検討しなければならない。

在宅保育の一翼を担うベビーシッター保育の制度化の方向性としては、まず第一に、特別保育ニーズに柔軟に対応する子育て支援事業として制度化し、その体制を強化する方向である。とくに病児保育、病後児保育、体調不良児保育に有効に機能し得ることが調査結果から明瞭になったことは、重要である。家庭的保育とは異なる在宅保育の機能が発揮できることが実証できるであろう。第二に、認可保育所の通常保育と同様に、低年齢児保育をベビーシッターが担う方向である。このことについても、保育料金に関する公的補助という条件の下で、非常に高い割合で賛同がみられたことは、今回の調査結果の一つの特徴とされる。この方向は、独自の在宅保育制度の方向性と、保育所との連携による在宅保育制度の方向性の両面を視野に置く必要がある。

